

## 江戸時代における百姓内山と御樽木山の森林とその利用

— 信州伊那郡大河原村・鹿塩村古文書資料から得られる知見 —

松原輝男

はじめに

信州伊那郡大河原・鹿塩両村（現在は両村合わせて長野県下伊那郡大鹿村）は、南北に隣り合う「深山險阻」な地で、江戸時代を通して千村平右衛門預かり地伊那郡十一か村の内二村であった。両村には大河原山、鹿塩山と呼ばれる江戸幕府直轄の御林（御樽木山）があった。これらの山林はおおむね今日の国有林である。江戸時代においてそれら山林からの大規模な材木伐出の顛末は、次のようなものがこれまでに知られている。<sup>1)</sup>

榧（サワラ）を原木とした樽木産出（一六〇〇年代当初～宝暦四年（一七五四））、元禄雜木払い下げによる諸木伐出（元禄十三年（一七〇〇）～元禄十六年（一七〇三））、宝永御用木伐出（宝永五年（一七〇八）～正徳三年（一七一三））、元文商木払い下げによる諸木伐出（元文二年（一七三七）～寛保元年（一七四一））、年貢樽木代材木納による諸木伐出（延享二年（一七四五）～宝暦四年（一七五四））、宝暦御用木請負による諸木伐出（宝暦十年（一七六〇）～明和元年（一七六四））、および文化諸木伐出（文化十三年（一八一六）～文政二年（一八一九））

これまでに私は、飯田市下伊那教育会蔵の大久保文書、飯田市美術博物館蔵の大河原前島家文書、および大鹿村前島家蔵の前島家文

書などにより知りうる限り、どの樹種を、いつ、どこから、どれほどの大きさで、どれだけの数で伐り出したかについての数値情報に基づいて、江戸時代の大河原・鹿塩両村御林の立木現存数や大きさなどを推定した。<sup>2)</sup> それら研究のもっとも重要な目的は、中央構造線による不安定な表層環境にある大河原山・鹿塩山の森林は近世においてどのような変貌したかを知ることであった。それは森林樹木伐採が及ぼす環境影響や森林資源の持続的利用などを考察するための、いわば「歴史の実験結果」を得ることであった。

しかし、大河原村御林については文化文政の頃までは詳しく知ることができたが、鹿塩村御林については宝暦年間以後について知ることが出来る史料はほとんど見つかっていなかった。そして江戸時代を通して、御林に隣接する百姓入会山や持山（後の村有林や私有林で、御林以外の山林をここでは百姓内山と総称する）がどのようなであったかについては知ることが出来なかった。

大河原・鹿塩両村は深山險阻な村々とはいえず、それらの人家に近な百姓内山は、江戸時代以前も長年絶え間なく草木の収穫地として、時には焼き畑地として利用されていた。そのような百姓内山には、江戸時代を通して豊富な森林資源の蓄積があったとは考えられない。長年の樹木伐採収穫により江戸幕府御林の材木資源が枯渇し

た歴史と共に、百姓内山がどのようなようであったかを知り、さらにそれらの知識に基づいて一山村の山林の変貌を考察することは、資源としての森林をどのように利用できるかについて考えるための重要な歴史的知識になりうる。またそれらの歴史的知識は山林開発の環境への影響の理解に大いに資する。

百姓内山から材木の伐り出しをしたとしても、それらは多くの場合小規模な伐採であり、文書記録としては残りにくいものである。内山からの材木伐出と運材が行われた記録は、大河原村内山から行われた宝曆御用木の弁木伐出以外では、大久保文書や前島家文書においては小規模な伐採の記録が散見された程度であった。御林でも百姓内山でも、江戸時代後期における森林の林相を知ることが出来る材木伐出の記録は多くはなかった。

私は最近、大河原村と密接な関係があった鹿塩村の大島家文書を詳しく調べる機会を持ち、そこにも御林と内山の森林資源利用の記録が残っていることがわかった。大島家文書には、これまでに良く知られていなかった寛政元年に行われた鹿塩村御林からのやや大規模な材木伐出(寛政諸木伐出と呼ぶ)と、文政九年鹿塩村百姓内山から紀伊藩御用木としての諸木材木伐出(紀伊様御用木伐出と呼ぶ)の文書記録がある。これらの文書記録から、非常に詳細ではないにしても江戸時代後期の大鹿村内森林林相と利用について知ることが出来た。

本稿では、古文書資料があまり残されていない江戸時代前・中期の百姓内山についてはわずかに述べるにすぎない。比較的よく調べられている江戸時代前・中期の御林からの伐出については、これまでに知られていなかった知識を付け加えて概略述べるにとどめる。

ここで主に記載するのは、江戸時代後期の内山および御林の森林林相とその変貌について知ることが出来る、宝曆御用木の弁木伐出および紀伊様御用木伐出と、京都大火と上野寛永寺火災の復興材木の必要により、寛政、文化年間に御林から諸木を伐り出したことに関する文書記録である。その他内山からの材木伐出にも触れる。そして、これまで知り得たことにこれらの知識を加えて、大河原・鹿塩村の森林が江戸時代を通してどのように変貌したかを要約する。

## 一 大河原・鹿塩村の古文書資料

### (一) 前島家文書

長野県下伊那郡大鹿村は明治の初めまでは、北の分杭峠と南の地蔵峠の間の南北に隣り合う鹿塩村と大河原村の二村であった。江戸時代を通して大河原村の代々名主であった前島家にあつた古文書は、昭和十年に調査されて目録も作成されたが不十分なものであつた。現在それら古文書は飯田市美術館と大鹿村大河原前島家に分割所蔵されている。それぞれ二〇〇〇年と二〇〇三年までに整理され目録が作られている。前者を大河原前島家文書<sup>⑧</sup>、後者を大鹿村前島家文書と呼んでここでは区別する。大河原前島家文書は様々な御用村用願書や一札、諸事書付などが豊富であり、大鹿村前島家文書は宗門帳類と御用村用日記類、毎年の年貢など納入帳および書簡類などが多く、両者合わせて約一万五千点はある。これらの中で特に御林の樹木伐採に関わる文書は、大久保文書および大島家文書中

の関連文書と共に、明治以降に国有林となつて今日に引き継がれている大鹿村江戸時代の御林の構造と変遷の様子を知る上で非常に有効であった。この論文では、宝曆御用木の弁木のために大河原村百姓内山の樹木が明和から安永年間に伐採されたことに関わるもの为主线としてとりあげた。

## (二) 大島家文書

江戸時代を通して鹿塩村で最も有力な家であつた鹿塩村大島の大島家に保存されて<sup>10</sup>いる文書類で、二〇〇六年に整理が終わり、目録が作成された。鹿塩村は寛延年間あたりから明治新政府の時代になるまで何度も村騒動により分離・統合を繰り返した歴史がある。大島家はその一組の名主あるいは名主古役と称する有力役を務めた。目録に記載した文書類はその名主役として作成された文書類を主として約二千七百点である。他に多くの大島家私文書類が保存されている。これらの中に、大河原村と共同で行なわれた御林からの樽木割り出しや諸木材木伐出と、鹿塩村百姓内山からの諸木材木伐出の記録があり、これらがこの論文でとりあげられている。

## (三) 大久保文書

尾張藩千村平右衛門が伊那地方の幕府直轄十一ヶ村を預かり、飯田荒町に御役所を置いて治めた。各村々と御役所作成の文書類は、

明治の初めに大鹿村鹿塩の大久保家に渡り、後に飯田市にある下伊那教育会に寄贈され、そこで整理され目録が作成されて保存されているものである<sup>11</sup>。この論文では、特に大河原・鹿塩村御林からの御用木伐出の際に飯田御役所を介して幕府勘定奉行所に報告された文書類を参照した。これらは、前島家文書や大島家文書にある関係文書の再確認と、それらによつては知ることが出来ない情報を補完する文書類として重要である。

## 二 地名と樹種名

本稿に記載されている大鹿村(大河原村・鹿塩村)内の御林の概ねの範囲と、主に沢名称で記されている山林地名や河川名称、その他字地名や材木集積の渡場などを図1に示した。

歴史的文書に記載されている樹種名は、記載されている通りの漢字名またはひらがな名とした。それらの樹種は現在の学術的樹種名におおむね対応しているとしたが、必ずしも厳密な対応ではない。本稿では、樹林の構造に関わる記述などときには、慣例どおりのカタカナ和名を使っている。漢字名、ひらがな名、和名、学名の対応は次のとおりである。

榧(サワラ) *Chamaecyparis pisifera*、檜又は松(ヒノキ) *Chamaecyparis obtuse*、榧(モミ) *Abies firma*、白檜又は白松(シラビソ) *Abies veitchii*、榎(ツガ) *Tsuga sieboldii*、黒部(ネス) *コノクロベ* *Thuja standishii*、唐檜又は唐松(トウヒ) *Picea jezoensis var. hondoensis*、唐松(カラマツ) *Larix kaempferi*、姫



子松又は姫子 (ゴヨウマツ、ヒメコマツ *Pinus parviflora*)、榧 (ケヤキ、ツキ *Zelkova serrata*)、栗 (クリ *Castanea crenata*)、桂 (カシラ *Cercidiphyllum japonicum*)、塩地 (シオシ、*Fraxinus platyphloea*)、ぼうたら、ぼうたら又は山桐 (ハリギリ、センノキ *Kalopanax pictus*)、榎 (フナ、*Fagus crenata*)、柏 (カシワ、*Quercus dentata*)、榎または小榎 (コナラ、*Quercus serrata*)、みずなら (ミズナラ、*Quercus crispula*)、はんのぎ (ハンノキ、*Alnus japonica*)、きはだ (キハダ、*Phellodendron amurense*)、松 (アカマツ、*Pinus densiflora*)、朴 (ホオノキ、*Magnolia obovata*)、川へらみ (サワグルミ、*Pterocarya thiofolia*)、みねばり (ミズメ、ヨグソミネバリ *Betula grossa*)

### 三 江戸時代前・中期の材木伐出

#### (一) 享保以前

大河原村と鹿塩村関係古文書資料は、享保年間(一七二一―一七三五)以前のものは少ない。大久保文書でも同様である。それらによつて知ることが出来る享保以前の御林(大河原山・鹿塩山又は御樽木山)からの大規模な材木伐出は、榎を原木とした年貢樽木伐出と、度重なる災害に困窮した両村救済のために行なわれた元禄雑木払い下げによる諸木伐出(元禄十二年(一七〇〇)―元禄十六年(一七〇三))および宝永御用木伐出(宝永五年(一七〇八)―正徳三年(一七一二))である。これらについての知識は、前島家と大島家文書の全容が明らかになった現在でも、一九九七年と二〇〇〇年に報

告した以上に加えるべきものは多くはない。

年貢樽木および元禄と宝永の材木伐出以外で、享保以前の大河原・鹿塩両村からの材木伐出を述べた文書資料はきわめて少ない。その中で材木の間尺、寸角や本数のような、原木とそれらを収獲した立地樹林の林相について推定できる内容が記述されている文書は、寛文六年(一六六六)の『言』であった。これには伐採された樹種は記されていないが、「雑木」と記されているので、榎、檜を除く樅、梅を主とした桂やぼうたら等であつたらう。これら樹木の材木が、「巳(寛文五年)の九月廿日、二千二百二十六本の雑木大小角平物、二間六寸角に廻して二千二百七十六厘」を始めとして「午(寛文六年)九月二十七日分まで計六口、合計二万七千七百七十五本、二間六寸角廻し四万七千七百三十三本七厘」が鹿塩村から仕出された。寛文五年と六年に行なわれたこの伐出が、百姓内山か御林からかは明らかではないが、後述の例と同様に御林からの伐出だったかもしれない。

二間六寸角に廻して代金などを計算する例は他に見られないので、二間一尺角廻し(尺 $\times$ )に換算すると、一万五千十七本になる。この数を材木数で割つて得られる数0.55(本稿ではこの数を便宜的に「尺 $\times$ 率」と呼ぶ)、尺 $\times$ 率の平方根によつて計算される平均材木角寸七寸四分から考えて、全体として良材とは言えない。しかし「深山險阻」な地から運材して採算が取れたと思われる寸法の材木であつたと考えられる。この寛文五、六年から三十五年後の元禄十三年から十六年(一七〇〇―一七〇三)に、大河原・鹿塩の御林から諸木材木が約七万五千五百本、二間一尺角廻しで六万本伐り出されたが(元禄雑木払い下げによる諸木伐出)、その尺 $\times$ 率は0.

85、平均材木角寸はほぼ九寸角であった。ただしこれら材木の樹種は樅と榎であった。<sup>28)</sup>

材木を六寸角に廻して計算していることや材木の分け方など、記述の形式が寛文六年の『言』によく似ていることなどにより、同じく寛文年間の文書と思われるものが二通ある。<sup>29)</sup>一通は『鹿塩山より出申雑木分一割覚』で雑木九千五百本の伐出、もう一通は『御公儀より被下候雑木分高之覚』で、子・丑両年合計二万八千三百九十六本の雑木伐出が記録されている。いずれも尺ノ率は0・6前後、平均材木角寸は八寸弱なので、寛文六年の伐出と同様に良材とはいえない。文書題目から、御林にある雑木の払い下げによる伐出と考えられる。

延宝から寛保年間の間に大河原・鹿塩両村御林からの雑木伐出が『信州伊那郡御預所御林山内雑木并賣木御願濟相成候例』<sup>30)</sup>に六例記録されている。それによると、延宝元年と九年に樅榎三間一尺五寸角の材木が大河原・鹿塩両村に村高百石につき二百五十本払い下げられている。延宝元年の村高は大河原・鹿塩両村合わせて六百石だったので、千五百本の「御救仕出」であった。尺ノに換算すると五千六十二本余である。延宝九年（天和元年）は大河原村高二百六十四石余で六百六十一本、鹿塩村高は三百四十七石余で八百六十八本、両村合わせて千五百二十九本（尺ノ五千六百六十本余）であった。樹種や材木数などこれ以上を知る文書は見当たらない。これら二例の伐出は『近世林業史の研究』<sup>31)</sup>に記載されているが、延宝元年に三千本の伐出としたのは誤りであろう。三例目として「賣木願二付相濟候例」として正徳四年の伐出が記録されているが、これについても手がかりになる他の文書は見つからない。残りの三例が元禄雑木

払い下げによる諸木伐出、宝永御用木伐出、および後述する元文商木払い下げによる諸木伐出である。

享保以前の大河原・鹿塩村の内山の様相を具体的に推定するに足る数値情報を含む文書記録は見当たらない。しかし散見される内山利用に関わる文書から、絶えず内山からの森林資源の利用がなされていたことが窺える。寛文四年『預り申金子之事』は、鹿塩村宗門登録寺の一つである塩泉院の普請入金調達のために、雑木を二間一尺角に廻して三千七百五十本を売り渡した代金の預かり證文である。これらの雑木は百姓内山からの伐り出しと思われる。<sup>32)</sup>明らかなる鹿塩村百姓内山からの伐り出し記録は、鹿塩大島家の持山であった「中山」の雑木を残らず売り渡すとする寛文十年（一六七〇）の文書<sup>33)</sup>である。これには「木数何程御出シ被成候共其方達手廻次第」という文言が見られる。

## （二）元文から宝暦まで

元文から宝暦までに、大河原・鹿塩村で行なわれた樹木伐採の主なもの、元文商木払い下げによる諸木伐出、年貢榎木代材木納による諸木伐出、宝暦御用木請負による諸木伐出である。これらの詳細は前報告を参照されたい。<sup>34)</sup>

元文商木伐出材木数と根伐数の最終報告書が寛保三年四月六日に提出されたことが、前嶋右馬之丞による寛政三年の江戸逗留中日記四月四日付け記事に記述されていることを、ここに記しておく。<sup>35)</sup>これに基づいて提出されたはずの文書を再構成すると次のようになる。

鹿塩山

一木数七千式百六拾五本 鹿塩山内より伐出候材木根伐之分

内

榎 三千式百七拾四本 根伐

樅 三千六百四拾九本 同断

唐松 式百九拾本 同断

栗 五拾式本 同断

小計 七千式百六拾五本

大河原山

一木数壹万四千五百九拾式本 大河原山内より伐出候材木根伐之分

内

榎 六千五百四拾七本 根伐

樅 七千式百九十九本 同断

唐松 五百八十本 同断

栗 百四本 同断

塩地 三本 同断

桂 五十九本 同断

小計 壹万四千五百九十式本

両山根伐合式万千八百五十七本

右之通巳年より申年迄伐出材木根伐書面之通相違無御座候 以上

寛保三亥年四月

鹿塩村名主 彦兵衛

大河原村名主 右馬之丞

千村平右衛門様

御役所様

この文書の現物は、今までのところ発見されていない。この日記

帳によつてのみ元文商木の材木伐出数と根伐数を知ることが出来た。これによると前報告で推定伐出材木数を五万五千九百一十一本としたのは誤りである。元文三年から寛保元年の四年間で間知を請けた材木数三万七千六百六十二本には、元文二年の伐出数八千三百五十四本は含まれていた。したがつて三万七千六百六十二本に、まだ山内に残されていた一万三百九十五本を加えた四万七千五百五十七本が伐出材木数となる。御林帳の記載によつた前報の推定根伐数二万一千七百十五本と右の報告書の根伐数合計二万一千八百五十七本には百四十二本の違いがあるが、これは大河原山からの各樹種根伐数に少数の違いがあることによる。これらによつて計算される元文商木伐出の平均材木角寸は八寸七分、尺ノ率は0・75で、かなりの良木であつたと言える。

大河原・鹿塩両村、および大河原村請負の元文商木や宝曆御用木の伐出に従事していた元文から宝暦年代でも、百姓内山から樹木は伐り出されたと思われるが、そのことを詳しく示す文書はほとんど見当たらない。わずかに、寛延三年午七月二十四日付け、大河原村名主右馬之丞と組頭久蔵による、飯田御役所宛「乍恐口上書を以奉願上候御事」に注目すべき内容が記述されている。この文書で、二十五カ所の内山薪山にある小木は枝を茂らせるために切り取つてはならないとの御役所からの通知があつたらしく、それに対して、寅年(延享三年一七四六年)に小木枝木は刈り取つて下げ渡すという許しがあつたではないかと申したてている。その上で、樅、榎は実生であつても刈り取らずに大切にしているが、榎、柏、小なら、はんの木などの刈り取ることができるとの大きき木は柴木なの

で、年々薪木として刈り取ってきたと述べ、さらに、内山の小木枝木は刈り取らずに茂らせておくと、猪や鹿、猿の集まり場所になって百姓に難儀なことになるという理由を付けて、これまで通り小木枝木は薪木としての刈り取り許可を願っている。このような内山樹木の取り扱いは、以前から変わらず続けられてきたことが窺い知れる。

#### 四 江戸時代後期の百姓内山から材木伐出

##### (一) 宝暦御用木弁木伐出

宝暦十年(一七六〇)から明和元年(一七六四)の五年間で、二間一尺角廻し(尺 $\times$ 尺)合計二万五千本の諸木材木を大河原山から御用木として伐り出すことを、大河原村前嶋右馬之丞は惣代として請け負った(宝暦御用木請負による諸木伐採)。その敷木は二万五千本で三割の過木御免という条件であった。伐り出された材木は大河原村を流れる嶋川、青木川を流され、天竜川との合流点にある葛嶋渡場を集積され、やがて天竜川を下し、河口の掛塚湊で船積みし江戸へ運ばれた。宝暦御用木以前の材木伐出の場合は、伐り出された材木は葛嶋渡場で納木することが通例だったが、このときは江戸深川御材木蔵納めであった。材木は宝暦十三年まではほぼ順調に納木されたが、明和元年分は運材が滞り、江戸への着木が非常に遅れ、腐り木が多く、刎ね木が多数出た。結果として御用木は尺 $\times$ 二千百九十一本四分二厘の納不足となり、この仕入金九百三十七両余を返

上皆済しなければならなかった。しかしそのような大金は大河原村にはない。御林から伐り出そうにも、年貢榑木代材木納による諸木切り出し〔延享二年(一七四五)〕宝暦四年(一七五四)とこの宝暦御用木伐出により、もはやめぼしい木はない。そこでどこか別の山林から材木を伐り出して弁木することになった。しかし明和二年から六年までの奔走にもかかわらず、どこから木を伐り出すかについても資金繰りも決まらず、弁木は出来なかった。しかたなく明和七年寅年、最初の一年はめぼしい木は少ないが大河原村百姓内山から、あとの二年は別の山林を決めて木を伐り出して弁木することを願い出て許され、前島家の持山の大河原村新ヶ沢山(深ヶ沢)へ同年七月に山入りした。<sup>20)</sup>

新ヶ沢と呼ばれる地域の奥には奥茶白山西から尾高山北の地獄沢や南股沢などの沢があり、これらを新ヶ沢谷と呼んだらしい。この辺り一帯は大河原山の一部で、榑木や宝暦御用木などそれまでの材木伐出地であったが、後に述べる文化諸木伐出が行なわれた山林であった。<sup>21)</sup> それらの御林城の西側、新ヶ沢谷の北と寺社沢の間辺りを新ヶ沢山と呼んだと考えられる。

明和七年の新ヶ沢山から伐り出した弁納木と敷木材木は明和八年までに山出しされ、葛嶋渡場で改めを受けた。以後運材資金繰りや水害による材木流散などに難儀しながらも天竜川を二年越しで下し、掛塚湊を経て江戸深川材木蔵へと運ばれた。弁納が大幅に遅れたことなどにより右馬之丞と息子兵左衛門は過怠手鎖に処せられたりしたが、結局は明和七年の大河原村新ヶ沢からの伐出材木だけで、安永二年(一七七三)に弁木は皆納ということになった。最初の一年で数多くの敷木が伐り出せたことと後続の伐出の見込みが立



たないことを見て、幕府は明和七年分弁納木だけでなく敷木分も抑え、残りの分弁納不足分もすべて敷木から廻させた。安永元年二月の江戸目黒行人坂火事による材木需要増と価格高騰も、一年間だけの伐り出しで皆納ということになった理由であろうと考えられる。

明和七年新ヶ沢山から伐り出されてから安永二年の皆納に至るまでのいくつかの段階で、どれほどの材木だったかの記録がいくつか残されているが、当時の山林の様子を知るといふ目的のためには伐り出したすべての樹木を知ることが必要とする。その目的に最も適合していると思われるものは、明和七寅年『萬日記』<sup>20</sup>十月二十四日付けの「当御材木出来改辻木品仕訳ケ、左之通り、惣木数合六千四百六十七本、式間木壹尺角廻し五千五百八拾九本七分二厘」から始まる記録で、これら材木の木種、木品、数量が表1に抄録したように記されている。

御林帳に記載される樹種のうち、檜と黒部を除いて、樅、榎、唐松、姫子松、桂、塩地、栗、ぼうたら、樫が伐り出された。唐檜も伐り出されたが数はすくない。柏

表1 宝暦御用木の弁木として明和七年大河原村百姓内山より材木伐出  
明和七年寅『萬日記』(大河原前島家文書2204-明和470)<sup>(20)</sup> 10月24日付け記事の抄録。  
針葉樹2781本 尺 $\mu$  2134.29本 平均8寸8分角、落葉樹3686本 尺 $\mu$  3455.43本  
平均9寸7分角、計6467本 尺 $\mu$  5589.72本 平均9寸3分角  
\* : 元文書にある計算違いを是正してある(小数点以下3桁切り捨て)。

樹種	長さ	木数	尺 $\mu$	樹種	長さ	木数	尺 $\mu$	
榎	2間	702	541.38	栗	2間	1651	1256.19	
	1丈	65	34.46		1丈	89	52.61	
	1間	2	1.21		小計		1740	1308.80
	3間	1	1.50		桂	2間	643	738.99
2.5間	17	22.21	1丈	20		18.05		
小計		787	600.76	1間	2	1.00		
樅	2間	1699	1311.63	小計		665*	758.04*	
	1丈	37	20.30	ぼうだら	2間	223	234.17	
	3間	6	9.85		1丈	6	4.05	
	2.5間	68	75.52	小計		229*	238.22*	
小計		1810	1417.30	塩地	2間	923	1043.11	
姫子	2間	113	58.78		1丈	33	27.15	
	2.5間	1	0.80	小計		956*	1070.26*	
小計		114	59.58	きわた	2間	75	64.53	
とうひ	2間	2	2.88		1丈	4	2.93	
	2.5間	2	6.05	小計		79	67.46	
小計		4*	8.93*	さわら	2間	20	16.53	
柏	2間	2	1.26		1丈	2	1.30	
					小計		22	17.83
ほう	2間	14	10.50	松	2間	44	29.89	
	1丈	1	0.89					
小計		15	11.39					
						総計	6467	5589.72

朴木、きはだ、松の伐り出し記録は大河原・鹿塩両村ではめずらしいものである。材木樹種から見て、伐り出しが行なわれた新ヶ沢林地は標高千mから千五百m辺りで、かなり良質の中間温帯林の特徴をもっていたと思われる。

縦、樺を主とした針葉樹材木は木数二千七百八十一本（尺×二千三百三十四本二分九厘）で、材木平均角寸は八寸八分になる。元禄雜木払い下げにより御林から出された諸木材木の角寸とほぼ同様でかなりの良材である。栗、桂、ぼうだら、塩地が多数を占めている落葉樹材木は木数三千六百八十六本（尺×三千四百五十五本四分三厘）で、材木平均角寸は九寸七分である。この内栗を除く三種は一尺角以上の材木が過半数であった。材木平均角寸は九寸三分であった。宝曆御用木として大河原山から伐り出した材木の平均角寸が七寸七分だったので、前島家持山の新ヶ沢山には当時の大河原御林よりも良木が生育していたといえる。しかし、表1に示した伐出数が限界だったようで、二年目の伐出はなかった。他の持山や百姓山にも良木は現存していなかった。

これらの材木が渡場において間知を受けた時には、御用木分と敷木分に分けられている。間知の際の材木樹種には唐檜、姫子、柏、朴、きはだ、樺の名前は<sup>21 29 31 32</sup>ない。縦、樺、栗、桂、塩地を主とした間知材木合計木数は五千九百二十五本、尺×四千九百三十二本一分六厘に減少している。江戸深川に入津した数や納木された数は、間知数と比較して多少の増減はあるが、いずれにしてもこれらの材木から、幕府は弁木を完了させた。

## (二) 文政九年紀伊様御用木

「紀伊様御用木」の文字が見られる最初の文書は、文政九戌年（一八二六）二月付け、鹿塩村名主五郎左衛門他から紀伊様御用材御請負人上松宿田中甚兵衛（勘兵衛）と周助宛の『対談證文之事』<sup>20</sup>である。これは鹿塩村内を南北に流れる鹿塩川の東西にある百姓内山（それぞれ東内山、西内山と称した）から、樺、縦、唐檜、唐松、槻、塩地、白檜、および山桐を、村内一同納得の上、紀伊様御用材として売り渡す約定書である。伐出地は、東内山の沢井入、黒川入、西内山の槽道（ゆうみち、有道あるいは遊道とも書いた）、地獄谷、じやぼら（蛇洞）、矢立木、三ツ沢の七か所とした。伐出数は記されていない。この田中勘兵衛と周助は同年十二月には材木川下げに必要な唐檜・白檜をのぞく縦、樺その他雜木を百姓入会山から伐り出す願いを鹿塩村にしている。<sup>23</sup>

次は同年三月、鹿塩村名主他村役人一同および名主休役（前名主など鹿塩村固有の村治事情による村有力者の呼称）など一同連名による、飯田御役所への百姓内山からの材木伐出に関する願書である。<sup>24</sup>これにはまず材木を伐り出す理由として、引き続き困窮と特に去る年以來の凶作により里方から買入れの米穀値段が甚だ高値になり、村は困窮し凌ぎ難くなっていることを述べている。そのような時節に、「甲州都留郡小菅村惣之丞と申す者、内山の内、手開、黒川、沢井入、大河原境までにて、唐檜、白檜両木割り出したき旨掛け合い之あり、ならびに、木會上松宿四郎左衛門と申す者、紀州様御用に付き、内山手開、黒川、沢井入、大河原までの内にて角材伐り出し申したき由、もつとも木品の儀は唐檜、白檜除き縦、樺、其

の外雑木伐り出したき趣、内談仕り候に付き」と願ひ出ている。合計尺 $\times$ 三千本を伐り出すとしている。この四郎左衛門と前述の田中勘兵衛・周助の少なくとも二組の同じ上松宿の請負人が、鹿塩村内山からの紀伊様御用木伐出に関わったらしいことがわかる。甲州小菅村惣之丞は紀伊様御用木ではなく、後に述べる鹿塩村入会山からの小白木割り出しに関わっている。

見つけられた紀伊様御用木に關わる文書の内重要なものは、戊子二月二十一日付け紀伊様御用木衆付役・柳原才兵衛より飯田御役所への書簡『口上覚』と、飯田御役所井上金四郎からの返信である。<sup>(2)</sup>年号は記されていないが内容と戌年付けであることから文政九年の文書である。この内容は先ず、「紀伊殿御用木、このたび当御支配所信州伊那郡大河原村鹿塩村両村百姓共持山より諸木凡そ尺 $\times$ 一万本、敷木同(尺 $\times$ )五千本余御買上げこれあり、近々天龍川通り遠州掛塚湊まで川下げいたし候に付き、この段急ぎ御届け参上仕り候」とあり、材木は鹿塩村だけではなく大河原村百姓内山からも伐り出されたこと、御用木敷木合わせて尺 $\times$ 一万五千本余りであったことと、材木の川下げに紀伊藩役人が伊那に出張してきていることがわかる。これらの材木を「この節山元狩り出し、当月(文政九年十二月)廿四五日頃桶外村へ狩下げ、それより葛嶋通り川下げ取り懸かり手配」したが、今もつて川触れがないので催促すること、および材木切判と極印は、キおよび丸にキの形であることを知らせている。それに対して、川触れはまもなく成されることが十二月二十一日日付で回答されている。合計尺 $\times$ 一万五千本余りを伐り出したが、材木数(木数)が不明なので、どの程度の樹木を伐採したかは推定できない。後に述べる大河原村百姓内山からの売り渡し立木数

は約七千本であった。

川触れは文政十年一月二十六日には大河原村に到着している。これは翌日二十七日には峠村が受取った。<sup>(3)</sup>この写しが大河原村御用材用日記にある。<sup>(4)</sup>それによると川触れは文政九年戌十二月二十三日付け、勘定奉行と吟味役名で、材木伐出村である鹿塩・大河原村から天竜川、遠州掛塚経由、江戸深川木場までの村々あてに次のようになされた。

「紀伊殿普請用材のため、信州伊那郡鹿塩大河原両村百姓持林より尺 $\times$ 木数七千本、当戌より子まで三ヶ年の間伐り出し、同所より遠州天竜川通り川下げこれ有り、海上江戸まで運送これ有る筈に候あいだ、もし出水などにて散乱木これ有る節は、右海川付き村々、早速罷り出で、紛失これ無き様、その所へ集め置き、江戸鉄砲洲に紀伊殿材木用場これ有り候あいだ、右の所へ注進いたすべきものなり」  
ここでは尺 $\times$ 木数が七千本とあるが、実際は前記『口上覚』のように御用木、敷木合わせておよそ一万五千本だったろう。伐出期間は文政九年戌から子までの三ヶ年としている。しかし文政九年で紀伊様御用木伐出は済んだと思われる。この川触れを受取ったときはすでに材木は大河原村から出ていたが、念のために村役人たちの請け印を取ったことが日記に記されている。<sup>(5)</sup>

大河原村関係で「紀伊様御用木」の語が使われている文書は、前述の川触れの写し以外に、文政九年の御用材用記録の十一月二十七日付けに「当伐出角材の義、紀州様御用材に相成り候趣、請負人より沙汰これ有り候あいだ、左に相心得、心得違ひこれ無き様致すべく旨申聞候。尤も川御触の義は近々到来仕り候旨、これまた請負人より沙汰これ有り候旨、相咄候」と記述されている。当伐出角材と

は、前述した二組の請負人の一組である上松宿勘兵衛が木曾原野村惣藏が、樅、榎、唐檜、白檜、黒松の立木合計約七千本を株代七十両で大河原村から譲り受けた件である。<sup>42, 24, 25</sup> 伐出地は「大河原村惣百姓入会薪山之内、青木川谷字神場沢寺社沢吉ヶ所文田ヶ沢吉ヶ所六千本之積り、株代六十両」であった。この伐出の初めは文政七年に葛嶋の源五郎と高遠町与兵衛が譲り受けて伐出許可を得たものだが、<sup>38, 39, 41</sup> 金主に差し支えて破談になったので、勘兵衛と惣藏が後を引き受けて文政九年に伐り出すことになった。<sup>42</sup>

紀伊様御用木の文字はないが、文政八年に木曾原野村惣藏と木曾上松宿勘兵衛は大河原村百姓内山から材木伐出交渉をしている。<sup>40, 42</sup> それ以前の文政七年の冬にはすでに材木伐出地をもとめていたことが、大河原村文政八年御用村用記録の八月七日付けで次のように記されている。材木伐出の金主が木曾御用林を預かる山村御役所であったらしいことは注目に値する。

「同七日高遠木地屋与兵衛十三案内いたし参り、同人申し立て候は、去る年（文政七年）来相談為し候山一件の儀、去冬以来木曾勘兵衛と申す者へ取入、この度同人義も当村へ罷り出で一同右一件相談に及びたき旨申し候。尤も金主は木曾山村様御役所にて遊ばされ候由、内々咄され候。・・・」

前述樹種以外は伐り出さない約束であったが、<sup>25</sup> 原野村惣藏は樅、檜、黒部を間違つて伐り出してしまったとして詫び状を入れている。<sup>43</sup>

この紀伊様御用木は掛塚湊から江戸へ運ばれたであろうが、紀伊藩関係の何に使われたのかは明らかではない。前述したように木曾上松宿勘兵衛は文政七年には材木を求めて活動していたようなの

で、材木手配の必要が紀伊藩から出たのは文政七年または八年だったと考える。最もありうるのは、文政六年十二月二十六日に「江戸麴町御殿類焼ス」と記録されている、紀尾井坂にあった紀伊徳川家中屋敷の再建普請用材であろう。紀伊藩関係では文政元年八月二十二日にも紀伊藩江戸赤坂御本殿は消失したが、その再建は文政五年には終了している。<sup>16</sup>

### (三) その他百姓内山からの材木伐り出し

寛文十年（一六七〇）に残らず売り出され、どれほど伐り出されたか不明だが、<sup>32</sup> 凡そ百年後の天明元年（一七八一）と二年に鹿塩大島家持山である中山の雑木、水榎、塩地、栗、ぼうだら、川くるみが、小川村勘右衛門と佐久郡川上原村市蔵に売り出されている。<sup>33</sup> 伐出数などは不明だが、山入り代金を作業小屋一軒十人につき一年に一両二分、山入り人数に応じこの割合で定めるとしている。

百姓持ち山から材木伐出が計画されたが、実行されずに立ち消えになったことが、天明三年の大河原村にあった。<sup>32</sup> 天明三年は浅間山の天明大噴火、天明の大飢饉の始まりの年であるが、大河原村の定名主前嶋右馬之丞が八月二十四日に死亡した年でもある。三月一日夜、飯田の田町より出火して七百五軒が焼失した飯田大火の年でもあり、その他様々な事件が多かった。大河原村では、前年にすでにあった畑作不作や積年の困窮もあったが、年貢未進を解決するためと飯田大火の復興材木を百姓持林から伐り出すとして三月末から計画し、飯田御役所をはじめ関係村々に承諾を求めるために、右馬之

丞の息子の前嶋兵左衛門政房が立ち働いた。材木伐出の件で村に不在勝ちであった右馬之丞の名主代理として兵左衛門は長年働いていた。天明元年、二年あたりから目に見えて弱ってしまった右馬之丞にこの材木伐出の件を申しつけられたわけではなかった。結果的には初めて最後の兵左衛門による大河原村からの材木伐出計画であった。この計画は前嶋家持林を含めて何軒かの持林から、栗、松とその他雑木、五寸角以上一尺二寸角まで、二間一尺角廻し六百本ほど伐り出し、飯田で売るというものだった。この計画には、詳細は不明だが鹿塩村も加わっていたようだ。この伐出願いは御役所にも承認され、飯田までの材木川下げの際に通らざるを得ない村々の承認も取り付けた。しかし、材木伐出の山入りの時期になって、峠村は先の承認を取り消して、村内を材木が通ることを承認できないと通告してきた。その理由は明らかではない。大河原村では再検討を願ってその返事を待ったが、返事がないままに時期が過ぎ、様々な事件に加えて右馬之丞の死もあり、結局立ち消えになってしまった。このことから、天明三年当時の百姓内山には、尺六六百本ほどの少なさとはいえ、栗や松を中心とした用材級原木があったことを知ることができる。

天明元、二年に中山の雑木利用以後明治年間までは、材木や薪木のためではなく、櫛や下駄の材料、灰焼のための樹木利用、あるいは木地師の利用などがもつばら<sup>63, 67, 74, 78</sup>であった。櫛にはミズメ（みねばり）、その他の工作物にはキハダ、シオジ、クリ、ブナ、ホオノキ、ハンノキ、ハリギリ、サワグルミなどが使われた。中山は標高1100メートル前後で、伐り出された雑木樹種から見ると、暖温帯林と冷温帯林の中間的落葉広葉樹林であり、伐採が繰り返されて出来

る山間部二次林の種構造が見られる。

文化文政以前の百姓内山から薪木や材木などを村人の生活のために伐り出した記録は少ないが、寛政七年の大河原村と鹿塩村間の薪木売買はその片鱗を示すものとして注目できる<sup>22, 65</sup>。これは、大河原村名主前嶋兵左衛門被官惣左衛門持の地所なので広大とは考えられないが、その地の林木を一両一分で残らず薪木として隣村鹿塩村彦兵衛と和左衛門に売り渡すというものだった。薪木に利用できる程度の樹木がある畑地に隣接する林地が、皆伐状態になった景観を思い描くことが出来る。

百姓内山からの樹木伐出に関する文書は、文化文政の頃から多くみられるようになる。その中で、小白木と称する材木伐出が、文化九年に鹿塩村から最初に願い出され<sup>1, 68</sup>、以後たびたび成されている。小白木とは、唐檜や白檜を材料として薄板に仕立てて売り出すことだが、伐出規模は業者毎に大きなものではない。大河原・鹿塩両村村民だけではなく、村外各地の材木業者が百姓内山の雑木を買い求めて、年々伐り出した。詳細は不明だが、やや大規模な百姓内山からの材木伐出が後述の文化諸木伐出に関わって文化十四年<sup>36</sup>にあった。

このような伐出は、明治になって大河原・鹿塩合併後に両村百姓内山が村有林となると、ますます頻々と成されるようになる<sup>47, 48</sup>。

文政七年に大河原村百姓持林から一度に松木が二百五十本余り、葛嶋村直兵衛に売り渡されて川下げされた記録が、村日記に記されているが、私有地から単一樹種伐出の例として特に注目する。なぜならば、前嶋家持林以外では人里近い私有林がそれほど広大だったとは考えられないが、そこから二百五十本のマツ（おそらくアカマツ）が伐り出せたということは、この地がマツの優先する二次林

として成立するほどに立木の伐採が繰り返されていたと推定できるからである。

春日神社造管用木として文化六年までに大河原・鹿塩村の神社林などから伐採されて出された<sup>①</sup>。木数八百五十本、尺<sup>②</sup>七百二十本、樹種は檜、槻、榎、樅、松、栗、杉、柏であった<sup>③</sup>。これは両村の神社林のめばしい樹木が伐りつくされた規模であろう。

## 五 江戸時代後期の御林から材木伐出

### (一) 寛政京都御入用材木伐り出し

天明八年(一七八八)一月三十日早朝に京都洛東団栗<sup>④</sup>子より出火し二月二日早朝に鎮火した火事は、江戸時代京都で最大規模だった。この天明の大火において罹災した中には禁裏御所が含まれた。この知らせは二月五日には幕府に注進され、直ちに対策が手配されている<sup>⑤</sup>。松平越中守定信が禁裏御所その他の修築のことを命じられ、新皇居は寛政二年(一七九〇)に完成している。

この復興資材調達のため伊那地方への手配は天明八年三月にはすでに始まっていたと考える。用途は明示されていないが、三月一日付け御普請役川嶋藤八による大河原・鹿塩村への御用廻状に次のような材木伐出搬出用件が記されている<sup>⑥</sup>。「檜、樅、榎、栗御材木見分御用に付、・・・御林見分致し候、・・・御林内見分相成り候様、道路分けならびに右御材木八寸角以上に相成るべき分、木数寸間下改いたし、帳面に仕立て、差し出すべく候・・・追つて御用立つべ

き木品之有り候上は根伐川下げ致し候間、材木方心得候者、村方にこれ有り候はば、伐出方凡そ入用積りも致し置き候様、取り計らうべく候・・・」

この材木伐り出しに大河原村は応じられないことが鹿塩村を介して申したてられた。「当村の義は願わくば伐り出し候義は止め申したく、何分にも御断り申し上げたく候積りに御座候、右につき御苦勞ながら御役所様へ御達し明日御出下さるべく頼み上げ候」と前嶋兵左衛門政房による萬日記帳<sup>⑦</sup>に記されている。同じ日記三月十七日付けに、大河原村名主兵左衛門以下村役人から御普請役河嶋藤八宛てた最終的な材木伐り出し要請を断わる書付の写しがあり、ここには当時の大河原村御林の様子も記されている。

「恐れながら御尋ねにつき書付をもつて申し上げ候御事、このたび御材木御用につき大河原村御樽木山より木品五木仰せ付けられ候につき、山内下見仕り候得ども、私共山内の儀は去る辰より申まで五ヶ年御用木伐り出し申し候て、この節御用立候木品小木にて御断り申し上げ候、勿論檜の儀は極寒山にて苗木ばかりにて一向成長仕らず、御用立申さず候、森木の義は御下役様御越し成され候て、委細御改め遊ばされ候ところ、悪木ばかりに御見立て遊ばされ候儀に御座候、尤も槻の義は下見委細に仕り候ところ、凡そ百二三拾本余も御座候得ども、山内險阻難場にて猶又川長の儀は五、六尺より壹丈程宛の瀧数多くこれ有る難場に御座候えは、敷木これ無く候ては、伐り出し相成り難き様に、恐れながら存じ奉り候難場にて、御不益にも存じ奉り候」

この書付を差し出して「御林方相済み喜び入りいたし申し候事」と書き添えられている。大河原村御樽木山の下役による見分は釜沢

山、青木川筋両方で行なわれ、思いのほか木数も多いものもあるが、伐り出して採算はとれそうもないと判断したようである。この書付中の「去る辰より申まで五ヶ年御用木伐り出し」とは、前述の宝暦十年（一七六〇）から明和元年（一七六四）の宝暦御用木伐出である。宝暦御用木とその弁木伐り出しは、大河原村にとっては相当の負担であったし、御林（御樽木山）も過伐であった。このことは後に述べるように、それから五十年ほど後の文化文政年間になっても、御林から漸く止むを得ず伐り出された諸木は良木とはいえなかつたことから、確かなことであろう。

鹿塩村はこの材木伐出を鹿塩山から行うことを請け、天明八年十二月には松平越中守配下の普請役の見分を受けた。この見分は天明八年十一月に越中守名の御用の一部で、「禁裏御所方其外御普請御材木伐出シ場所見廻取締御用ニ付支配勘定格御普請役元々秋月元三郎」が、江戸から山城、根津、伊勢、尾張、三河、遠江、駿河、美濃、飛騨、信濃、上野、伊豆、甲斐國を見分して回るといふものだった。この見分を天明八年十二月末に大河原村も受けたが、伐出を命じられることは無かつた。<sup>52)</sup>

鹿塩村の材木伐出請負人は鹿塩村村役人たちであつたが、惣代は鹿塩村名主で、天明八年は嘉兵衛、翌寛政元年の伐り出しや運材は材木方に明るい和左衛門であつた。山入りは寛政元年二月で、八月まで伐採と製材が行なわれ、それらは『信州伊那郡鹿塩村御林御材木根伐寸間帳』で報告された。<sup>53)</sup> この文書には材木の木種、長さ、目通りと本数が記されており、それらを表2に抄録した。木数はそのまま伐採した立木数（根伐数）と考へて、目通りの寸法から計算される立木の胸高直径（DBH）を示してある。この文書の末尾には

表2 寛政元酉年八月『信州伊那郡鹿塩村御林御材木根伐寸間帳』  
鹿塩大島家文書715-寛政16<sup>(52)</sup>を抄録。

樹種	木数 (本)	内 訳		胸高直径 (DBH, cm)
		木数 (本)	目通り	
榎	3015	2間～3間まで	4尺廻りより九尺廻りまで	40～88
	729	3間～4間まで	5尺廻りより1丈廻りまで	48～96
	3	4間～5間まで	6尺廻りより1丈廻りまで	58～96
	計 3747			
唐檜	920	2間～3間まで	3尺廻りより7尺5寸廻りまで	30～72
	195	3間～4間まで	5尺廻りより8尺5寸廻りまで	48～82
	計 1115			
樅	400	2間～3間まで	3尺廻りより8尺5寸廻りまで	30～82
	105	3間～4間まで	5尺廻りより8尺廻りまで	48～78
	計 505			
塩地	16	2間～3間まで	6尺廻りより9尺廻りまで	58～88
	30	3間～4間まで	5尺廻りより8尺5寸廻りまで	48～82
	計 46			
桂	34	2間～3間まで	3尺廻りより5尺5寸廻りまで	30～54
	40	3間～4間まで	6尺廻りより9尺廻りまで	58～88
	計 74			
唐松	178	2間～3間まで	3尺廻りより6尺5寸廻りまで	30～64
	計 178			

合計木数 5665 本

次のように請負人と立会人の確認文言が記されている。

右者、信州伊那郡鹿塩村御林御材木、当酉年同二月二十七日より同八月二十日迄根伐角取相済候、木数寸間書面之通御座候、尤御改之度々村方立会被仰付、右根株不残御極印入候所、相違無御座候、以上

寛政元酉年八月

千村平右衛門御預り所

信州伊那郡鹿塩村

請負人 傳兵衛

和左衛門

嘉兵衛

證人 伊左衛門

兵左衛門

大塚唯一郎様

前書之通当村御林御用材伐出シ、当酉二月二十七日より同八月二十日迄、根伐有之木品、追々御改被成、其度々私共立会被仰付、右根株不残御極印入候処、前書寸間少茂相違無御座候、依之奥印形差上申候、以上

酉八月

名主 五郎左衛門

組頭 兵左衛門

百姓代 藤八

これによると材木数と伐採した立木根株数をつき合わせて確認しているようなので、材木数合計五千六百六十五本はそのまま伐採立

木数と考えることができる。胸高直径が大きな立木でも、一番丸太の長さが三間や五間ならば二番丸太以上は事実上利用できないと考えられることも、その根拠になる。

これら材木の伐り出し地は、鹿塩山の内、主に塩川奥の各地から伐り出したが、より深山ではなかったよう<sup>64</sup>だ。伐り出した御林地の標高は千二百から千五百メートル辺りであつたらう。このことはトウヒが比較的多く含まれていることから推定できる。

表2を一見して分かるように、いずれの樹種も尺角以上の長材になる木品で、特に榎は大径木が多く数も多い。これらの材木の内、二間一尺角廻りで三千五百本余の主に榎が御用木だつたようだが、当初の予定のようにすべて大阪經由で京都に送られたのではなく、榎の長大材五百あるいは六百本ほどが掛塚湊から大阪廻りとなつた。御用木で残りの二千八百六十四本余と、伐出木の内御用木にはならなかつた三千本余、および近在の神社や寺などにあつた松の材木や板子を加えて合計尺<sup>56</sup>六千六百七十四本余が江戸に送られた<sup>60</sup>。

## (二) 寛政の材木伐り出し願ひ

寛政元年の御用木伐り出しが終わるや否や、御林からの材木伐り出しが願ひ出されている<sup>65</sup>。その際に提出された伐出材木見積書としての「寸間帳」は、寛政元年の伐り出し後の御林の様子を知るために重要である。



乍恐以書付奉願上候

此の度京都御入用の御材木、信州伊那郡鹿塩村御樽木山より伐出願いの通り仰せ付けられ、有難き仕合せ冥加至極存じ奉り候。これにより当二月下旬山入り仕り、三月上旬より根伐角取仕り候ところ、此の度伐出仰せ付けられ候につき、御樽木山内の様子巨細に見廻り仕り候ところ、鹿塩村御樽木山の儀は南北三里余東西相知れ申さず場広の儀につき、所々木立多く御座候ところ、元来古木多く、追々蟲腐れ熊かき等も相見え、此れ以後烈風の節は風折れあるいは根返りなどにも相成るべき旨存じ奉り候。これにより恐れ入り奉り候御願いには御座候えども、追々木数も相減り申すべきにつき、唯今の内に伐出仰せ付けられ候はば、恐れながら御益筋の御儀に存じ奉り候。もつとも此の度私共御請負仰せ付けられ伐出仕り候につきては、諸道具等も御座候につき、深山困窮の村方小前百姓一同御救いにも相成り候儀に候間、何卒差し掛り候京都御用材上納相済み候はば、引き続き伐出仰せ付けられ下し置かれ候様、願い上げ奉り候。これにより別紙寸間帳の通り、来る戌年より来る子年まで、三ヶ年の間、諸木をもつて木数壹万五千本伐出、壹ヶ年尺ノ四千八百九十八本宛上納仕るべく候。……(中略)……此の度伐出仕り候樽日向の残木、手開、黒川、大場沢、三ツ沢五ヶ所にて伐出仕り候はば、別紙寸間帳の通り丈夫に相違なく、年々上納仕るべく候。勿論寸間帳には諸木共六寸角より貳尺角まで、長さ三間より三間まで御座候えども、随分其の餘尺間長物に成るべく大材木に木取方仕るべく候。……(後略)

寛政元酉年九月

信州伊那郡鹿塩村請負人

傳兵衛、和左衛門、嘉兵衛

千村平右衛門様 飯田御役所

当年とは寛政元年酉年、来る戌年と子年とは寛政二年と四年である。虫腐れや熊の引っかき傷のある木はいずれ倒木などになるだろうし、このたびの御用木伐り出しにより伐採道具などもそろっており、今の内に伐り出したほうが利益も大きいという理由をつけている。しかし、深山から大材の運材と六月の洪水により材木が流されたことなどにより費用が嵩んだこともあり、なによりも、寛政元年も鹿塩村は大雨洪水に見舞われ、田畑家居も多く流された百姓救済にしたいための材木伐り出し願いであった。

寛政二年十二月にも「京都御造営御伐出」後の御林から材木を伐り出す願いが、鹿塩村名主和左衛門名で飯田御役所へ出されている<sup>⑧</sup>。そこには寛政元年、二年と続く凶作、寛政二年六月、十月の洪水、山崩れにより田畑家居が多く失われたことが述べられている。

寛政元年九月の伐り出し願いにある「別紙寸間帳」にあたるものは、同年号日付のものは見当たらないが、翌年の寛政二戌年十月付けのものが二種類残されている。どちらも差出人は信州伊那郡鹿塩村請負人和左衛門、あて先は「御奉行所様」とあり、飯田御役所宛である。その一方の『信州伊那郡鹿塩村御林字樽日向大場沢手開黒川三ツ沢より榎塩地唐檜桂御材木伐出木数尺ノ寸間帳』(寛政二戌年十月)<sup>⑨</sup>が、実際に御役所へ差し出された立木見積書の別紙寸間帳であったろう。これには、榎、樅、桂、唐檜、塩地の六寸角から二尺角まで、長さ二間から三間までの木数と尺ノ数が表3に抄録したように記されている。さらに、「右は、信州伊那郡鹿塩村御林字樽日向、黒川、手開、三ツ沢、大場沢五ヶ所、榎、樅、塩地、唐

表3 寛政二年戊十月

『信州伊那郡鹿塩村御林字樽日向大場沢手開黒川三ツ沢より榎樅塩地唐檜桂御材木伐出木数尺ヅ寸間帳』  
鹿塩大島家文書731-寛政32<sup>(55)</sup>を抄録。

\*：元文書にある計算違いを是正してある（小数点以下3桁切り捨て）。

樹種	長さ (間)	尺 寸 角 木数 (上段：木数、下段：尺ヅ本数)										計	
		6寸	7寸	8寸	9寸	1尺	1.1尺	1.2尺	1.4尺	1.6尺	1.8尺		2.0尺
榎	2	180	580	220	70	50	12	12	8	6			1138
		64.8	284.2	140.8	56.7	50.0	14.52	17.28	15.68	15.36			659.34
	2.5			110	50	25	10	7	7	5			214
				88.0	50.62	31.25	15.12	12.6	17.15	16.0			230.74
3			70	30	25		14	5	4			148	
			67.2	36.45	37.5		30.24	14.7	15.36			201.45	
											1500		
											1091.53		
樅	2		200	200	400	70	50	40	20	20			1000
			98.0	128.0	324.0	70	60.5	57.6*	39.2	51.2			828.5*
	2.5			400	300	50	30	20	10	10			820
				320.0	303.75	62.5	45.37	36.0	24.5	32			824.12
3				100	30	20	20	10				180	
				121.5	45.0	36.3	43.2	29.4				275.4	
											2000		
											1928.02*		
桂	2			60	50	80	45	35	25	15	15		325
				38.4	40.5	80.0	54.45	50.4	49.0	38.4	48.6		399.75
	2.5				15	22	30	15	10	7	10	10	119
					15.19	27.5	45.37	27.0	24.5	22.4	40.5	50.0	252.46
3				5	18	15	10	5	3			56	
				*6.08	27.0	27.22	21.6	14.7	11.52			108.12*	
											500		
											760.33*		
唐檜	2			300									300
				192.0									192.0
	2.5					100							100
						125.0							125.0
3							100					100	
							216.0					216.0	
											500		
											533.0		
塩地	2				285								285
					230.85								230.85
	2.5					200							200
						250.0							250.0
3											15	15	
											90.0	90.0	
											500		
											570.85		

合計木数5000本、尺ヅ4883.73\*本

檜、桂御材木、伐出仰せ付けられ候はば、木数寸間相違無く、江戸御蔵納め仕るべく候。もつとも立木見積に御座候につき、少々増減有るべく存じ奉り候、以上」と述べられている。文書中の尺目数に二カ所計算違いがあったが、表3では訂正してある。合計木数が五千本、尺目四千八百八十三本余、平均角寸はほぼ一尺角なので非常に良木である。御用木としてすでに特に多く伐り出した梅は、平均八寸五分角でやや劣るが、他の樹種は平均一尺角以上の材木である。特に桂は一尺八寸、二尺角の材木になる立木があった。このような見積もりにあるような立木五千本余が、敷木として実際に伐り出されたと考えられる。

もう一通は『信州伊那郡鹿塩村御林木数尺目寸間帳』（寛政二戌年十月）<sup>(58)</sup>である。樹種は桂の代わりに白梅が記載されている。梅と区別する白梅とはウラジロモミあるいはシラビソと思われるが、いづれにしてもトウヒと同様に垂高山帯・針葉樹林帯に分布する樹種である。木数および尺目本数も表3とはやや異なる。この文書中で木数に対する尺目数には多くの計算違いがあったが、合計木数五千九百七十五本、尺目四千八百三十七本余であった。一尺八寸と二尺角の材木は見積もられていない。

実際に御林から「寛政元年京都御造営の節御伐出」として記録されている伐採樹木数合計一万本余は、文政四年『御樽木山木品生木書上帳』<sup>(59)</sup>に見られる。そこには、檜、楓、唐松・姫子松、桂、塩地、栗、黒部、ぼうたら、樅・梅・唐檜、榎、凡そ合計十一万五千四百八十五本が記録され、さらに加えて次のように記されている。

「寛政元酉年京都御造営之節御伐出

一 御用材根伐五千本余

一 敷木根伐五千本余  
右之通二御座候 以上」

すなわち前述の寛政元年伐出の五千本余とその後の敷木伐出五千本余である。寛政三年、四年、五年の御林伐出敷木御蔵納代金仕出帳により、御蔵納めになった敷木の詳細を知ることが出来るが、ここでは詳述しない。

このような材木伐り出し願いは、百姓稼山と御林の両方から伐り出すとして、次のように寛政四年九月にもう一度なされている。<sup>(60)</sup>

乍恐以書付奉願上候

信州伊那郡鹿塩村御林、去る酉年京都御造営御普請御材木御伐出仰せ附けられ、有難く存じ奉り候處、右山入りの節より度々天災にて臨時入用多分相掛り、……（中略）……去る酉年六月、大雨にて前代これ無き大満水、谷々川筋通り田畑家財夥しく流失仕り、惣百姓必至と困窮仕り、身上立ち行き相成り難く路頭に及び候程の難渋相重なり、一統御百姓相続け相成難く候につき、此の度願上候は、惣百姓稼山の内、梅、樅、赤松、栗御材木伐出、別紙帳面の通り猿郷御蔵納願い上げ奉り候。左に候えば、木代金惣百姓へ割合、その上、柚日雇人足持運等致させ候はば、壹ケ年は取り続け申すべく候えども、川成御田畑起返りの手当てこれ無く候につき、御林伐出式ケ年都合三ケ年伐出願い上げ奉り候。右年限の間惣百姓共御入用賃稼ぎ仕り候はば、御百姓相続け仕り、大勢の者御救い、一同有難く存じ奉り候。

鹿塩村百姓持山の分、梅樅赤松栗、尺目七千三百本、初年伐出。

御林の内、梅樅唐檜、尺目九千式百本宛、二ケ年伐出。……（後略）

ここに記されている百姓稼山山の別紙寸間帳は当時の鹿塩村百姓

内山の様子を知る上で重要だが、見つけることが出来なかった。しかし、ツガ、モミ、アカマツ、クリを尺〆七千三百本ほど伐り出すことが出来るという用材級立木現存量があったということは、注目に値する。結局寛政四年の願いは認められず、御林からも百姓内山からも材木伐出が許可された形跡はないが、前述したように、鹿塩村百姓内山の樹木利用は、紀伊様御用木やその他小白木などの伐出という形でなされた。

京都造営普請入用木として鹿塩村御林から伐り出した御用木と敷木は前述のように大径木が多かった。この伐出後の残木は中小径木にならざるを得ない。これ以後江戸時代の鹿塩村御林からは大規模な伐り出しは行なわれなかったと思われるが、このことは後に、昭和十七年大鹿村公有林野の一部と御料林地の一部とを交換したということ、昭和三十六年大西山崩れ大災害の復興資材を黒川山から伐り出したという歴史と関わることになる。

### (三) 樽木の産出諮問

大河原・鹿塩両村は、宝暦四年(一七五四)の年貢樽木代材木納の終わりをもって、約百五十年続いた樽木による年貢納はなくなり、以後年貢は現金納であった。それから約四十年後の寛政八年(一七九六)六月に、千村平右衛門預かり所十一か村に樽木の伐出について次のような問い合わせが飯田御役所からなされた。<sup>(66)</sup>

「江戸表御樽木御用につき、伐出の義、急に仰せ付けらるべき御様子に候、然る所、御年貢方御樽木割納に相成るべきか、又は、請

負人相付け代金下し置かれ、伐出候様相成るべきか、其の段は相分からず候えども、御預かり所の義、往古より御年貢は御樽木をもつて割納来たり候村々に御座候ところ、榎木割り尽し、五拾ヶ年ばかり以前より代金納に相成り居り候ところ、年数も相立ち候儀に候間、仰せ付けられこれ有る節は、往古よりの通り御年貢御樽木割納に相成るべきか、又は請負人相付け伐出仰せ付けられ候ても、差し支えこれ無きか、其の節村方にて請負伐出など致すべき者はこれ無く候か申し上げるべく」

これに対して十一か村は相談の上次のような趣旨の回答をした。<sup>(66)</sup> 先ず、長年樽木でもって年貢を納めていた十一か村としては、樽木の原木である榎を伐り尽したことにより、仕方なく代金納になったのであり、仰せつけられるならば年貢は以前のようにすべて樽木をもつて納めたい、と述べている。「然りながら」として、「榎木の儀、苗木は数多くこれ有り候えども、御樽木に相成るべき程に成長仕り候木品は今もって少なく候ゆえ、榎木ばかりにては相続け難く候間、外に檜、黒部、樅、唐檜、姫子、しらびそ、黒松などの木品差し加え割り立てる」と申し出ている。さらに加えて、榎は大木が少ないので二つ割以上に取り立て、寸法は長さ三尺三寸、三方三寸脇二寸の定法通りにする。しかし榎は数も少ないから、その他の針葉樹を長さ四尺二寸、三方五寸脇三寸の樽木型に仕立てて納める。それら樽木の品等はすべて下樽木として山本で改めうえ納入ということではどうか。凡そ一年でこれら樽木を十一か村分二十四万二千挺納めることになる。旧例は三割の過不足が認められていたが、多くは納めがたい。これら伐出は今年に間に合わないの、来年雪が消える頃、農業の障りにならないような季節に行なう、としてい

る。さらに、「外請負人へ仰せつけられ候ては、御預所の義、往古より御樽木納の村方につき、迷惑には存じ奉り候えども、村方に及び難き儀に候間、申上げ方御座無く候、且つ又、請負仰せ附け候ても、村方に於いて御請負伐出など仕り候者は一切御座無く候」と申したてた。要するに、これでは事実上の断り状である。大河原・鹿塩両村がだめならば他の村々の御林から樽木など出せるはずがない。その後樽木の割り出しについての仰せ付けはもちらんのこと、この件についてさらに問合わせがあつた形跡はない。

標高千から千五百メートルあたりで、サワラは四十年成長しても胸高直径で精々十センチメートルほど太くなる程度であろう。つまり、四つ割り、あるいは四つ割以下でようやく一長ケ（ひとたけ、長樽木が一本取れる長さ）の樽木が取れる程度の榧立木ばかりという事情は、宝暦四年から四十年たつてもそれほどの変化はなかつた。これは後述の約二十年後の文化諸木伐出の際に、大河原山から伐り出した榧の目通りが三尺以下（胸高直径三十センチメートル以下）であつたことから裏付けられる。かつて無尽蔵と思われたほどの榧は、十九世紀初めの大河原・鹿塩村では見る影もなく衰退していったのである。

#### (四) 文化諸木伐出

〔文化十三年（一八一六）～文政二年（一八一九）〕

前述したように、大河原村は寛政元年（一七八九）京都御普請御用木の伐出御用には応じなかつた。宝暦十年（一七六〇）から明和

元年（一七六四）の宝暦御用木伐出により、大河原村御林にあるめぼしい木は伐りつくされていように見えるからである。その伐出から三十年程では、御林は回復していなかった。明和元年に伐り出した御用木の運材に失敗して出た多大な負債は、大河原村内山の木を伐り出して弁木することにより安永二年（一七七三）にようやく完済できたが、大河原村にとっては相当の負担であつたし、何よりも宝暦御用木と弁木伐出の元締めになつた前嶋家は、まだその負担の痛手から十分に立ち直つてはいなかつたからであつた。それからさらに二十年後、宝暦御用木伐出の五十年程後の文化年間になつても御林は回復してはいなかつたが、そのような御林から諸木を伐り出さざるをえなかつた。それが大河原山からの江戸時代最後の大規模な御用木の伐出で、文化諸木伐出と呼ぶ。この伐出についての文書は多く遺されてはいないが、伐採樹木数と材木川下げの触書は伐株帳と御林帳における記録で知ることが出来、それらはすでに『大鹿村史』と私著論文に詳述されている。ここではそれらで述べられない事情を加えて、一八〇〇年前後の大河原村御林の状態がどのようなであつたかを述べる。

文化諸木伐出の顛末の一端を知ることが出来る重要な文書は、『大河原山御材木伐出一件』である。この文書の筆者は記されてはいないが、記述の仕方と内容からみて、千村平右衛門御預所役人の市岡麻之助あるいは湯浅鍵治であろう。文化十二亥年から十四丑年付けまで、大河原山から伐り出された材木の川下げ御触と伐採された樹木数の改め、およびその件を御林帳にどのように記録するかについて、江戸幕府御普請役とのやり取りが記述されている。伐採数などは記されていない。

この文書には先ず、「亥五月（文化十二年）六番御用状に申し来るは、米倉四郎左衛門様、此度大河原村御林伐出し仰せ出され、差支えこれ無き哉、諸書差し出すべき旨につき、御預りへ申し遣わし候上、申し上げるべき旨申上候ところ、兩三日中に差し出すべき旨御下知これ有り、猶又、三州川嶋村太田屋佐兵衛江戸御屋敷へ参り候間、相尋ね候ところ、御勘定所へ少しも早く御請仰せ上げられ下さるべく候、若し下方差し支え候とも私引き受け、御苦勞掛け申す間敷き旨申達候由、右は上野御本坊御用木の由」と記されている。続いて、この伐出の件を大河原村に仰せ渡したが大河原村は、「先例は村方に御尋ねの上、故障これ無き段申し上げ候てより（後に）仰せ渡される筋に候ところ、此度の義は押し付け仰せ付け候義、御無躰の義には候えども、公儀より仰せ渡され候義に候へば致方これ無く」と不満を表明したが伐出御用に応じる回答をした、と述べられている。宝曆御用木伐出以来五十年たつても、大河原山も前嶋家も回復が十分ではなかったことがうかがえる。文化十二年中にすでに大河原村は伐出御用を引き請けていたのである。

江戸深川木場町万屋和助と共にこの伐出の請負人になった三州碧海郡川嶋村太田屋佐兵衛は、文化十一年（あるいは文化十二年か）八月にはすでに、大河原村御林見分の上江戸表に材木伐出の願い出をするために大河原村を訪れていると思われる。この事情は飯田御役所の井上甫助が大河原村役人中にあてた書簡に、「……三州山師太田屋佐兵衛願い出候は、大河原村御林一通り見分いたしたく、其の上江戸表へ罷り下り、御願い申し上げ、御聞濟の上は伐出申しなき趣に候……」とあることにより知ることが出来る。

このことと「上野御本坊御用木」請負とがどのように関わるかは

明らかな根拠を欠くが、次のような推定はありうる。文化諸木伐出御用に関わる最初の日付は前述の文化十二年五月だが、上野御本坊が大量の木材を必要とした出来事でのこの日付に近い一件は、文化十一年十月廿日の明け方に寛永寺御本坊が焼失したことである。文化十二年三月二十九日には「寛永寺本坊再営の工を起し掛員を任命」<sup>18</sup>されている。したがって御本坊再建の任命がなされるとすぐに大河原村御林からの伐出手配がなされたことになり、文化十一年（あるいは十二年）八月に御林見分の実績を持つ佐兵衛がすばやく請負人になれた理由かもしれない。和助による大河原山見分が上野御本坊普請用材に関わって文化十一年八月に行なわれたとするならば、当初は文化十年御本坊修理や十一年の上野靈屋門修理<sup>19</sup>のような需要に基づくものであつたろうが、文化十一年十月の本坊消失が、前記の「御勘定所へ少しも早く御請仰せ上げられ下さるべく候、若し下方差し支え候とも私引き受け、御苦勞掛け申す間敷」と言わせしめるほど、急ぎで無理やりな伐出要請になったのかもしれない。

文化十三年八月から文化十四年七月までに伐り出された材木は、文化十三年の三月の川触に基づいて文化十四年十月までに谷下げが済んでいるので、江戸深川への着木は早くも文化十三年の冬から文政元年（文化十五年）の春であろう。「御本坊御普請御成就」が文化十二年十二月十九日なので、御本坊再建用材木としては直接には間に合わなかつたろうと思われる。しかし、文化年間の終わりから文政年間、上野寛永寺中堂、霊屋や本坊長屋などの修理がなされているので、多かれ少なかれ「上野御本坊御用木」として使われたであろう。

御林から伐り出ただけでは材木は不足だったようである。文化

十三年冬から相談の上、文化十四年大河原村百姓内山の諸木が万屋和助と太田屋佐兵衛に売り渡されている。<sup>36</sup>これは釜沢山北谷の鹿塩村山境まで、寺沢、上沢などの内山と、青木川沿いでは神場沢（勸馬沢）、作兵衛山などの内山の諸木を残らず百両で売り渡すというものだった。伐出木数などは不明である。その後の内山からの伐出も加えて、大河原村御林も百姓内山も相当伐り荒れたであろうと考えられる。

この文化諸木伐出で実際に伐採されたのは檜、槻、唐松、姫子松、桂、塩地、栗、樅、榎、唐檜、白檜、榎、ぼうだらで、合計約二万四千本だった（表4）。この内の約一万七千本は、目通り一尺五寸から三尺の立木（胸高直径十六から三十センチメートル）で、道や橋、小屋、棧手など道具を作るにも使われたと考えられるが、小径木とはいえず特に檜や榎は貴重な材木になったであろう。約半数は唐檜、白檜で、伐採作業はより高山にまで及んだことが分かる。他の一万三千本余が御用木材木、敷木と掛木分の伐採立木だったが、その内一万一千本の樅と榎の目通り平均は四寸余、すなわち胸高直径が約四十センチメートル程の立木であり、第一丸太で二間六寸角の材木が一本取れる程度であった。これらの伐採根株数と以前に作成された御林帳とをつき合わせてみると、御林帳に記されている数よりも多くの立木が伐採されたことなど辻褃があわないこともあった<sup>37</sup>が、少なくとも伐採数はほぼ正確にその後の御林帳に記録されている<sup>38</sup>。

文化諸木伐出後に、伐採した樹木の末木の払い下げが願いだされ、冥加金を支払って許可された。<sup>39</sup>文政二年から三年間、御林域の内の深ヶ沢（新ヶ沢）、上沢、豊口から主に唐檜の末木が小白木と

表4 文化諸木伐出による伐採樹木  
文献(2)のデータを一部改変

樹種	伐採立木数 目通り(尺)(胸高直径cm)						計
	1.5-3 (16-30)	3-4 (32-40)	4-5 (42-50)	5-6 (52-60)	6-7 (62-70)	7-8 (72-80)	
檜	55	262	170	19			506
槻		108	110	120	64	38	440
唐松	211	67	97	81			456
姫子松	320						320
桂	496			28			524
塩地	230			82			312
栗	458	186	128	65			837
樅	2718	1650	4676	644			9688
榎	992	1152	2112	953			5209
とうひ	2385						2385
しらべ	2264						2264
榎	*320						320
山桐	550						550
合計	10999	3425	7293	1992	64	38	23811

\*目通り1.5-2.5尺

して仕出されたが、末木以外は「小木たりとも立木一切切り取り申さず様、堅く仰せ渡され候につき、度々山廻り仕り相改め候」と一札入れている。末木といえども稼ぎになったのである。

末木だけではなく立枯や風倒木などの払い下げを受けて、村方の稼ぎにした。大河原村は文政十一年四月に御樽木山である釜沢山

〔赤石岳〕が調査され、五、六千本以上の黒部が有り、この内に「黒部老木朽木多分これ有り候につき」、少しの冥加永を上納して払い下げを願ひ出た。これは許可されず翌文政十二年再調査し、結局約三千本の黒部があるとして、その内五百八十五本の「風折雪折立枯」の分の払い下げを願ひ出た。<sup>45</sup>天保二年になってようやく赤石岳本岳沢、キタ沢奥のような難所から五百本以上の黒部立枯や風倒木から板をひきたて、江戸や名古屋へ売り出した。<sup>1</sup>文政十年前後も災害が多く、ことに文政十一年五月八、九日の大雨により洪水になり、田畑が多く流された。特に市場沢が大荒れになり遠山八幡社が流失したという。この黒部損木払い下げも災害の復興の助けになったであろう。

大河原村御林から「御無躰」にも伐り出したことは、宝曆御用木伐出以来疲弊した山林にさらに追い討ちを掛けた。このことは天保三年に、財政逼迫した千村平右衛門家が預かり地御林の山林を利用して大河原村に諮問したときのやり取りから知ることができ、当時の優れた大河原村惣代名主前嶋八郎九郎（正弼）による飯田御役所への回答文書と極秘文書<sup>46</sup>は特に興味深い。全文はこれを収録している大鹿村誌<sup>1</sup>を参照されたい。その中で「・・・村方御林山の儀、先々より数度の御伐出し、殊に去る文化年中江戸深川萬屋和助、三州川嶋村佐兵衛御請負仕り、多分の御用材御伐出仰せ付けられ、悉く根伐仕り候間、此節御願ひ済みに相成り候ても、格別御益筋にも相成り候程の木品は御座無く、・・・右の外角材等に相成り候木品は御座無く候、尤も樅、樺其の外極雑木は少々これ有り候えども、段々の伐跡故、一谷に限り百本共これ無く、所々谷々洞々に漸く五本拾本これ有り候残木に御座候間、取集め雑費多分相掛り

引合申さず、殊に檜、槻等は一切これ無く右様雑木ばかりに御座候・・・」という記述は、当時の大河原村山林の様子を表して印象深い。

## 六 おわりに

「深山險阻」な山々であるが故に、近世大河原・鹿塩両村（現在大鹿村）にあった御林（御樽木山）には下伊那郡一帯ではもつとも豊富な森林資源が残されていた。両村が幕府に様々な文書を提出するときには、「深山險阻」な村であることがよく強調されていた。一六〇〇年当初から約百五十年間、両村は御林にあるサワラを原木とした樽木を年貢として納め続けた。サワラは沢筋に多く分布する種である。初期には胸高直径八十センチメートル以上の大径木を伐り出したと考えざるをえない品質の良い樽木だったが、しだいに中径木を伐り出すようになり、樽木の規格も小さくなって納入された。山奥から樽木を運搬する当時の方法では必然的に沢筋は荒れ、山崩れや洪水により樽木も多く紛失した。一七〇〇年代前半でサワラは尽きたが、それでも年貢は納めねばならなかった。森林資源に頼る以外にない困窮した大河原・鹿塩両村は、御林から、あるいは生活のために薪炭や肥料などの収穫地として利用していた百姓内山や私有林から、モミ・ツガなどの諸木材木の仕出しを請負ったり立木を他所の業者に売り払ったりして、生活の糧と年貢をまかした。一七〇〇年代前半では尺角以上の諸樹種材木をより多く産出できるほどの山林であったが、一七〇〇年代中頃になると、サワラだけでは



なくモミ、ツガを主とした諸木材木資源も目に見えて枯渇した。それでもその後幕末まで約百年も、幕府の求めに応じて、あるいは困窮百姓の稼ぎのために御林と百姓内山から用材諸木が度々伐採され続け、次第に中径木以下でさえも利用せざるを得ない山林へと変貌した。

利用された森林は標高千メートル前後から二千メートル前後である。伐り出された諸材木の尺角寸や材木数と尺メ数の関係から推定できる「深山險阻」な御林は当初原生林状態であった。その植生は、モミ、ツガが多く混じる針広混交林から、より高標高ではトウヒ、シラビソなどを主とする針葉樹林であったことは現在の同地域内で見られるものと同じである。何れの樹種も伐採を始めた当初は尺角以上の大材木を取れるものであった。特に谷筋にはサワラが多く分布していた。大河原・鹿塩村の人里近い百姓内山（百姓入会山や私有林）はそれまでも長年利用されていたが、江戸時代になるとモミ、ツガやその他主要な用材樹種立木の無断伐採は禁じられた。それでも御林も百姓内山も江戸時代中期以後の度重なる伐採により、幕末には「格別御益筋にも相成り候程の木品」は無くなってしまったと言うほどになった。大量の材木需要は江戸や京都の火災の復興資材であった。

十分に発達した山林から用材級の大・中径木を伐採した場合、特に過伐であった場合、林内の中・低木層にある後継の小木や苗木は少ないので、森林再生は容易ではない。伐採後にそれらの樹下に育つ実生や落枝更新などによる個体の生長を待たざるを得なかったであろう。植林は、江戸時代ではほとんど行われていない。個体数も多く分布し、最も多く利用されたサワラ、モミやツガなどの場合、

自然林自然更新条件下で、小木苗木がかるうじて用材級径木である胸高直径三十センチメートルほどになるには百年以上を要するであろう。それが六十から八十センチメートルほどになるにはさらにまた百年以上を要する。大鹿村の深山森林地域でさえも近世には危うい瀬戸際までの利用がなされていたと言える。

#### 文献

- 1 『大鹿村誌(上)』(大鹿村誌刊行委員会、一九八四年)
- 2 松原輝男「信州大河原・鹿塩両村御樽木山の近世における林相 その1. 諸木伐出の歴史に基づく検討」『情報文化研究』第六号、名古屋大学情報文化学部、一九九七年、三九―七十頁
- 3 松原輝男「信州大河原・鹿塩両村御樽木山の近世における林相 その2. 明和三年の大河原山立木数始末」『情報文化研究』第七号、名古屋大学情報文化学部、一九九八年、十一―四四頁
- 4 松原輝男「赤石山脈荒川大崩壊地および広河原の一七六〇年代古文書記録」『情報文化研究』第九号、名古屋大学情報文化学部、一九九九年a、九―二二頁
- 5 松原輝男「近世信州大河原山より切り出した材木の流失史」『情報文化研究』第十号、名古屋大学情報文化学部、一九九九年b、九―三三頁
- 6 松原輝男「信州大河原・鹿塩両村御樽木山の近世における林相 その3. 樽木の原木サワラの分布とその採出」『情報文化研究』第十一号、名古屋大学情報文化学部、二〇〇〇年、一―三十頁
- 7 『大鹿村大河原前島家所蔵文書目録』(一九五四年)、『下伊那郡大鹿村大河原前島家所蔵古文書目録』(昭和十年十一月調、大河原小学校)を昭和二十九年に再印刷したもの

- 8 『文書目録Ⅴ』(大河原前島家、飯田市美術博物館、二〇〇〇年)
- 9 『大鹿村前島家文書目録』(二〇〇三年)
- 10 『鹿塩大島家文書目録』(二〇〇六年)
- 11 『大久保文書目録』(下伊那教育会歴史委員会、一九八二年)
- 12 所 三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年、一七五頁)
- 13 飯岡正毅『近世中期の用材生産仕法と採運費』『徳川林政史研究所研究紀要』(昭和五十一年度、一九七六年、一〇七―一四頁)
- 14 飯岡正毅『信州伊那谷における年貢樽の代材木納―千村平右衛門預り所の貢納方法の変革―』『徳川林政史研究所研究紀要』(昭和五十三年度、一九七八年、九六―一六頁)
- 15 飯岡正毅『近世中期における「御用木」仕出し―信州伊那郡大河原村の場合―』『徳川林政史研究所研究紀要』(昭和五十四年度、一九七九年、七二―九七頁)
- 16 堀内信編輯『南紀徳川史』(第二冊、昭和五年十二月二十八日初版、平成元年十一月三十日復刻版、清文堂出版株式会社)
- 17 『国史大系』(四十八、続徳川実紀、天明八年二月五日、六十頁)
- 18 『東京市史稿』(市街篇第三十四、臨川書店、平成十年七月復刻版、二十四―六八、上野本坊其他營造)

参照古文書

- 大河原前島家文書(飯田市美術博物館蔵) 文書目録番号、年月
- 19 329-寛保64 寛保二年三月 20 2204-明和470 明和七年一月 21 2280-明和546 22 3481-寛政229 寛政七年四月 23 3950-文政98 文政七年一月 24 3970-文政118 文政九年一月 25 3977-文政125 文政九年四月 26 3978-文政126 文政九年四月 27 3987-文政135 文政九年十一月 28 3991-文政139 文政十年一月

大鹿村前島家文書(大鹿村前島家蔵) 文書目録番号、年月

- 29 599-明和240 明和八年一月 30 663-安永1(明和九年) 安永元年一月 31 703-安永41 安永二年一月 32 879-天明28 天明三年一月 33 834-天明83 天明八年一月 34 1251-文化144 文化六年三月 35 1386-文化279 文化十一年八月 36 1450-文化343 文化十四年三月 37 1498-文政22 文政二年一月 38 1641-文政165 文政七年八月 39 1654-文政178 文政七年十二月 40 1661-文政185 文政八年一月 41 1672-文政196 文政八年十月 42 1685-文政219 文政九年 43 1696-文政220 文政九年八月 44 1713-文政237 文政十年一月 45 1737-文政261 文政十一年正月番、式番 46 1863-天保62 天保三年十一月 47 3521-明治286 明治二十六年十二月 48 3539-明治504 明治四十年 49 (補遺仮番号70、覚え、年代不詳天明二年か三年)

鹿塩大島家文書(大鹿村大島家蔵) 文書目録番号、年月

- 50 13 寛文5 寛文四年一月 51 20-寛文12 寛文六年十一月 52 25 寛文17 寛文十年三月 53 647-天明4 天明元年七月、八月 54 715 寛政16 寛政元年八月 55 716-寛政17 寛政元年九月 56 729-寛政30 寛政二年四月 57 731-寛政32 寛政二年十月 58 732-寛政33 寛政二年十月 59 736 寛政37 寛政二年十一月 60 738-寛政39 寛政三年六月 61 740-寛政41 寛政三、四、五年 62 745-寛政46 寛政四年九月 63 753-寛政54 寛政六年一月 64 756-寛政57 寛政六年三月 65 775 寛政76 寛政七年四月 66 778-寛政79 寛政八年六月 67 864-文化21 68 913-文化70 文化九年四月 69 1001-文政38 文政四年六月 70 1067-文政104 文政九年二月 71 1069-文政106 文政九年三月 72 1077-文政114 文政九年十二月 73 1084-文政121 文政十年二月 74 1131-文政3 天保元年(文政十三年)三月 75 1152-天保24 天保二年から十三年 76 1349-嘉永14 嘉永三年から七年 77 1476-明治34 明治六年十一月 78 1506 明治64 明治二十年十一月 79 1527-不明10 年号不詳

大久保文書（飯田市下伊那教育会蔵） 文書目録番号、年月  
80 13-96元禄十二年二月 81 20-139寛延三年七月 82 22-209 明和八  
年三月 83 27-文化275文化十二年 84 28-75文政四年六月

（まつばら てるお／名古屋大学名誉教授  
愛知県豊田市保見ヶ丘五―一―十二、一〇三―五〇二）